

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 銚田市
- 2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和 7 年度第 2 回議員研修会に議員 5 名を派遣し、資質向上を図る
- 3 派遣期間 令和 8 年 2 月 1 6 日（月）
- 4 調査項目 講演会「これから期待される地方議会とは何か」
- 5 派遣議員 酒井泉、小村政文、中村重雄、高野文男、神谷大蔵
- 6 派遣経費 出席者負担金 7,000 円×5 名

令和 7 年 12 月 25 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐